

平成十一年度の生活保護

厚生省社会・援護局保護課

第55次生活保護基準の改定

平成十一年度の生活保護基準の改定概要は「別紙1」のとおりであるが、この改定の考え方について以下説明することとした。

一 生活扶助基準

(1) 基準改定率について

平成十一年度の生活扶助基準の改定は、従来同様、当該年度の一般国民の消費動向を総合的に勘案して改定する、いわゆる「水準均衡方式」により行った。具体的には予算編成時に公表され、平成十一年度の経済運営にあたっての政府の意見表明である「政府経済見通し」における「民間最終消費支出」の伸び率を基礎として、標準三人世帯の改定率を〇・三%とし

たものである（「別紙2」参照）。

なお、この水準均衡方式は昭和五十八年十二月の中央社会福祉審議会の意見具申において、「家計調査の所得階級別消費水準を詳細に分析した結果、現在の生活扶助基準は、一般国民の消費実態との均衡上ば妥当である。」との評価がなされたことにより、昭和五十九年度の基準改定から、それまでの格差縮小方式に替えて採用しているものである。

(注)

民間最終消費支出とは、主に、毎日の家計における「もの」や「サービス」を購入するための支出の総計（ただし、土地、住宅の購入等は含まない。）を表わ

す国民経済計算上の概念であり、国民総支出の構成要素の一つである。

(2) 世帯人員別基準について

世帯人員別の生活扶助基準については、家計の弾力性に乏しい少数世帯の特性や世帯人員別の消費構造の差異を勘案し、一般世帯における世帯人員別の消費支出の実態に合わせるよう是正を図ることとした。

(3) 高齢者の第一類基準の級地間格差是正について

七十歳以上の第一類基準額については、高齢者の消費実態等に着目して、平成元年度より据え置いてきたところであるが、平成五年度までに概ね妥当な水準に達したことから、その後は、級地間の格差が、他の年齢階級の基準額の設定と同様の四・五%等差となるよう、計画的に是正を図ることとしている。

(4) 加算等の改定について

高齢・母子・障害者加算等の各種加算については、一般的な生活上分以外の特別の需要に対応するものであることから、従来より、消費者物価の動向等を勘案し改定を行ってきたところであるが、平成十一年度においても同様の考え方により改定を行った。また、入院・入所者の高齢等の三加算については、中央社会福祉審議会の意見具申を踏まえ、施設機能でカバーされる面や施設の処遇水準の向上等を総合的に勘案し、在宅者との均衡を図る観点から据え置くこととした。

二 その他の扶助基準について

(1) 住宅扶助基準

住宅扶助基準のうち、家賃・間代等については一般基準で賄えないような場合、別途各都道府県並

びに指定都市及び中核市毎に設定された特別基準が適用できることとなっているが、平成十一年度においてもこの限度額について所要の改善を行った。

また、住宅維持費については、補修のための材料費、物価や労賃の動向等を勘案して、所要の改善を行ったところである。

(2) 教育扶助基準

教育扶助基準については、学用品費等の物価動向等を勘案して所要の改善を行った。

なお、この基準額の他に、学校給食費、通学交通費、教材費等については、必要な実費が別途支給されることとなっている。

(3) 生業扶助基準

生業扶助基準のうち技能修得費については、消費者物価の上昇率等を総合的に勘案し改善を行った。

(4) その他

出産扶助、葬祭扶助基準の各扶助については、これらの扶助の性格を踏まえ、それぞれの実態料金の状況等を総合的に勘案し、改善を行った。

また、各種勤労控除についても

基礎控除の限度額をはじめとして、特別控除等についても所要の改善を行った。

三 最低生活保障水準

被保護者に保障される最低生活保障水準は、被保護世帯の家族構成、世帯員の年齢、居住地等により基準額に違いはあるが、いくつかの世帯を想定して平成十一年度

の最低生活保障水準を例示すると、「別紙3」とおりである。

なお、ここで示す額は、一般的な基準について計上したものであり、この他に必要に応じて、学校給食費の実費、通学のための交通費等が加算されること、及び家賃等が例示されている金額以下の場合、その実額が適用されること等に留意する必要がある。また、

就労収入のある場合には、収入に応じた控除額が実質的に手元に残ることになり、したがって、現実消費し得る水準は控除額を含めた水準となる。控除額の目安として一例をあげると、一級地で就労収入が、一三万六二五円（東京都最低賃金日額の二十五日分相当）の場合で、二万五八〇〇円が収入から控除される。

〔別紙1〕 平成11年度生活保護基準改定の概要

(1級地-1)			
	第54次 (10年4月1日)	第55次 (11年4月1日)	備 考
1 生活扶助基準			【標準3人世帯基準額】 33歳男、 29歳女、4歳子
(1) 居宅 (1類+2類) 標準3人世帯	163,315	163,806	
(2) 期末一時扶助費 (居宅)	14,330	14,340	
【加算等】			
妊産婦加算 (妊娠6ヶ月以上)	13,960	13,970	
高齢加算 70歳以上 (居 宅) (入院・入所)	18,070 15,060	18,090 前年度同額	
母子加算 (居 宅) (入院・入所)	23,490 19,600	23,520 前年度同額	
障害者加算 障害等級1・2級 (居 宅) (入院・入所) 重度障害者他人介護料	27,110 22,580 71,400	27,140 前年度同額 72,000	
在宅患者加算	13,430	13,440	
人工栄養費	12,050	12,060	
入院患者日用品費	23,390以内	23,410以内	
入学準備金 小 学 校 中 学 校	39,200以内 45,800以内	39,400以内 46,000以内	
2 住宅扶助基準			
(1) 家賃間代等	13,000以内	前年度同額	
(2) 住宅維持費	年額120,000以内	121,000以内	
3 教育扶助基準			
小 学 校	2,140	2,150	
中 学 校	4,140	4,160	
4 出産扶助基準			
居 宅	178,000以内	193,000以内	
施 設	141,000以内 +入院料	142,000以内 +入院料	
5 生業扶助基準			
(1) 生 業 費	45,000以内	前年度同額	
(2) 技能修得費	59,000以内	60,000以内	
(3) 就職支度費	31,000以内	前年度同額	
6 葬祭扶助基準	175,000以内	176,000以内	大人の基準額
7 勤労控除			
(1) 基礎控除 (上限額)	限度額33,530	限度額33,560	
(2) 特別控除	年額152,400以内	年額152,600以内	
(3) 新規就労控除	10,500	10,600	
(4) 未成年者控除	11,700	前年度同額	
(5) 不安定就労控除	8,000	前年度同額	

[別紙2]

平成11年度生活扶助基準（月額）

標準3人世帯（33歳男・29歳女・4歳子）

級地区分	格差	平成10年度	平成11年度	改定率
1級地—1	100.0	163,316円	163,806円	0.3%
1級地—2	95.5	155,967	156,435	
2級地—1	91.0	148,618	149,063	
2級地—2	86.5	141,268	141,692	
3級地—1	82.0	133,919	134,321	
3級地—2	77.5	126,570	126,950	

[別紙3]

最低生活保障水準（月額）の具体的事例

1. 標準3人世帯【33歳男、29歳女、4歳子】

	1級地—1	1級地—2	2級地—1	2級地—2	3級地—1	3級地—2
世帯当たり最低生活費	176,806円	169,435円	162,063円	154,692円	142,321円	134,950円
生活扶助	163,806	156,435	149,063	141,692	134,321	126,950
第1類	108,070	103,200	98,340	93,470	88,630	83,760
第2類	55,736	53,235	50,723	48,222	45,691	43,190
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

(注) 1. 第2類は、冬季加算（VI区額×5/12）を含む。以下同じ。

2. 就労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実に消費し得る水準としては、生活保護の基準額に控除額を加えた水準となる。以下同じ。

2. 夫婦2人世帯【35歳男、30歳女、9歳子（小学生）、4歳子】

	1級地—1	1級地—2	2級地—1	2級地—2	3級地—1	3級地—2
世帯当たり最低生活費	220,808円	211,543円	202,293円	193,039円	178,805円	169,541円
生活扶助	205,658	196,393	187,143	177,889	168,655	159,391
第1類	144,920	138,390	131,870	125,350	118,850	112,320
第2類	60,738	58,003	55,273	52,539	49,805	47,071
教育扶助	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

3. 老人2人世帯【72歳男、67歳女】

	1級地—1	1級地—2	2級地—1	2級地—2	3級地—1	3級地—2
世帯当たり最低生活費	150,432円	145,307円	138,438円	133,403円	121,438円	116,523円
生活扶助	119,342	114,217	108,608	103,573	97,868	92,953
第1類	69,190	66,320	62,970	60,190	56,740	54,080
第2類	50,152	47,897	45,638	43,383	41,128	38,873
老齢加算	18,090	18,090	16,830	16,830	15,570	15,570
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

4. 老人1人世帯【70歳女】

	1級地—1	1級地—2	2級地—1	2級地—2	3級地—1	3級地—2
世帯当たり最低生活費	108,864円	105,606円	100,608円	97,449円	87,351円	84,303円
生活扶助	77,774	74,516	70,778	67,619	63,781	60,733
第1類	32,690	31,460	29,750	28,620	26,810	25,790
第2類	45,084	43,056	41,028	38,999	36,971	34,943
老齢加算	18,090	18,090	16,830	16,830	15,570	15,570
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

(前ページより「〔別紙3〕最低生活保障水準(月額)の具体的事例」のつづき)

5. 母子3人世帯【30歳女、9歳子(小学生)、4歳子】

	1級地—1	1級地—2	2級地—1	2級地—2	3級地—1	3級地—2
世帯当たり最低生活費	200,777円	193,555円	184,593円	177,386円	163,424円	156,203円
生活扶助	160,247	153,025	145,823	138,616	131,414	124,193
第1種類	104,510	99,800	95,100	90,400	85,710	81,000
第2種類	55,737	53,225	50,723	48,216	45,704	43,193
母子加算	25,380	25,380	23,620	23,620	21,860	21,860
教育扶助	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

6. 重度障害者を含む2人世帯【65歳女、25歳男(重度障害者)】

	1級地—1	1級地—2	2級地—1	2級地—2	3級地—1	3級地—2
世帯当たり最低生活費	194,062円	188,347円	180,738円	175,013円	162,418円	156,703円
生活扶助	127,062	121,347	115,628	109,903	104,198	98,483
第1種類	76,910	73,450	69,990	66,520	63,070	59,610
第2種類	50,152	47,897	45,638	43,383	41,128	38,873
障害者加算	27,140	27,140	25,250	25,250	23,360	23,360
重度障害加算	14,610	14,610	14,610	14,610	14,610	14,610
重度障害者家族介護料	12,250	12,250	12,250	12,250	12,250	12,250
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

実施要領の改正

第55次生活保護基準の改正とともに、保護の実施要領の一部改正が行われ、平成十一年四月一日から適用されることとなった。

改正の概要は次のとおりである。

一 保護開始時における手持金の保有容認限度額

保護開始時における手持金の保有容認限度額を最低生活費(医療扶助を除く。)の五割としたこと。

(第7の10の2の新設)

解説

保護開始時における手持金の取扱いについては、これまで、一般世帯はもちろん被保護世帯においても繰越金を保有しているという実態にあること、及び生活費は日々均等に消費されるものではないことにかんがみ、保護開始時に保有する金銭のうち、いわゆる家計上の繰越金程度のものについて

は、程度の決定にあたり配慮することができるとし、相当の額以下のものについて保有を容認してきたところである。

この容認限度額については、昭和五十一年の全国会議において、目安として被保護世帯の繰越金の状況が最低生活の三割程度であることを示しつつ、具体的な限度額の設定については保護の実施機関の判断に委ねてきたものである。

これについて、平成八年十二月に出された総務庁の生活保護に関する行政監察の結果に基づく勧告(以下「総務庁勧告」という。)において、保護開始時において保有を容認する手持金の限度額について、最低生活費の三割として、ところ、五割として、ところなど、実施機関によって取扱いが区々となっていることから、全国統一の判断基準を策定し、これを保護の実施機関に示すよう指摘を受けたところである。

この勧告を受け、各都道府県市の取扱いの実態及び改正意見を踏まえながら検討を進めてきたところであるが、総務庁家計調査及び被保護者生活実態調査等による被保護世帯、一般低所得世帯及び一般世帯の消費支出（最低生活費見合い）に占める繰越金の割合が、いずれも概ね五割程度であることから、今般、最低生活費（医療扶助を除く。）の五割を統一基準として示すこととしたものである。

なお、本取扱いは、あくまでも基準に従って要否判定をした結果、保護を要すると判定された世帯についての保護開始月における程度の決定に際しての配慮である。このことは、昭和五十一年の指導においても同様であったが、一部の県市において、要否判定においても最低生活費の三割ないし五割を手持金から控除する取扱いとしていた実態にあったことから、これを入念的に示すこととした。

二 保護開始時における生命保険の保有容認基準

保護の開始時における生命保険の保有容認基準を次のとおりとしたこと。

- (1) 保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しないことの判断について、最低生活費（医療扶助を除く。）の一割程度以下を目安とした。
- (2) 解約返戻金が少額であるかの判断について、最低生活費（医療扶助を除く。）の概ね三か月程度以下を目安とした。

（第3の11及び別冊問答140）

◆解説

解約すれば返戻金のある生命保険は資産であり、開始時においてこのような生命保険を保有している場合は、解約し、その返戻金を最低限度の生活の維持に充てることが原則である。ただし、保険は資産といつても払い戻しを当然に予定している預貯金とは異なり、一旦解約すると再加入が困難であり、また、保険料も高くなること

等を考慮して、一定の範囲のものについては、保護開始後保険金又は解約返戻金受領時に法第六三条を適用することを条件として保有を容認する取扱いとしてしているところである。

一定の範囲の生命保険とは、すなわち解約返戻金が少額であつて、保険金額及び保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない程度のものであり、また、種類については危険対策を目的としたものであつて、かつ、保障の効果が当該世帯に及ぶものである。

そして、解約返戻金が少額であるかの判断及び保険料、保険金額の一般世帯との均衡の判断については、これまで地域の実情等を十分勘案した上、社会通念で判断することが妥当であるとして保護の実施機関に委ねてきたところであるが、総務庁勧告において、実施機関によって取扱いが区々となつていことから、手持金と同様、全国統一の判断基準を策定しこれを実施機関に示すよう指摘を受けたところである。

この勧告や具体的な目安を示し

てほしいとの実施機関の要望等を踏まえ、今般、上記のとおり運用の目安を定めることとしたものである。

具体的な考え方としては、保険料額については、一般世帯の家計消費実態における保険掛金の消費支出に占める割合や、生命保険文化センター調べによる払込保険料の対年収比率（全国平均）が概ね一割程度であることから、最低生活費（医療扶助を除く。）の一割程度以下を目安とした。また、解約返戻金については、保有を容認する趣旨を没却しない程度において最低生活費（医療扶助を除く。）の概ね三か月程度以下を目安とした。

そして、従前、基準の一つとしていた保険金額（死亡保険金、満期保険金額等の保障水準）については、今回保険料の上限を直接示すこととしたこと、及び保険の種類も多岐にわたるようになってきており、同額の保険料であつても、保険の種類によっては保障額が大きく異なる場合があり、保険金額の水準で一概に評価することは適当でなくなつたことから、これを

保有容認の判断基準として用いないこととした。

なお、今回の改正に当たっては、生命保険は加入実態について地域差があること等を考慮し、実施機関において当該地域の実情を踏まえた適切な基準の策定が可能となるよう、「目安」という表現に止めるとともに、別冊問答による改正としたことで、運用の幅を設けることとした。

したがって、特に実施要領上は明記しなかったが、次の例のように、保有を容認することが当該世帯の自立に効果的と認められる場合については、引き続き実施機関の判断により認めることは差し支えない。

【例】

- ・保護開始後概ね一年以内に満期になるもの。
- ・入院特約等を活用中のもの、又は活用が見込まれるもの。
- ・難治性疾患に罹患している場合や病状が重篤である場合。

三 通勤用自動車保有要件の緩和

勤務形態により公共交通機関が利用できないか、又は利用することが著しく困難な場合に、山間へき地に居住する場合に準じて通勤用自動車の保有を認めることとしたこと。

(㊦第3の9及び別冊問答135)

〈解説〉

通勤用の自動車の保有については、公共交通機関の利用が困難な障害者及び山間へき地等に居住する者について認められているところである。その趣旨は、このような場合においてまで自動車の保有を禁止することは、就労による当該世帯の自立を阻害するものであると、社会通念上認めることが適当であるとの判断によるものである。この山間へき地等とは、具体的には山村振興法の規定に基づき指定された振興山村や、豪雪地帯対策特別措置法の規定に基づき指定された豪雪地帯等をいう(昭和五十三年三月『生活と福祉』)ものであり、地理的条件、気象的条件

に限定されている。

しかしながら、近年の公共交通機関の運行縮小など、社会情勢の変化に伴い、山間へき地等に居住していない場合であっても、夜勤、早出といった勤務形態によつては、公共交通機関が利用できないか、又は利用することが著しく困難なケースが生じてきている。

このようなケースの自立助長を図る観点から、今般、通勤用の自動車の保有を容認する要件として、課長問答第3の9の間2中、「山間へき地等地理的条件、気象的条件が悪い地域に居住するもの」の次に「等」を加えるとともに、別冊問答135を改正し、地理的、気象的条件以外に「深夜勤務等の業務に就業している者」を加え、これらの場合も山間へき地等に居住する場合に準じて通勤用自動車の保有を認めることとした。

四 賃貸住宅の契約更新料の支給

借家、借間に居住している被保護者が、契約を更新するに際し、契約更新料を必要とする場合には、

一定限度額内において実施機関限りで認定できることとしたこと。

(㊦第6の4の1のキ及び㊦第4の36)

〈解説〉

賃貸住宅に入居している者が賃貸借契約を更新する際、「更新料」として家賃の1か月分程度を必要とする場合がある。

これまで更新料に係る生活保護上の取扱については、個別に厚生大臣協議により当該地域の実態に応じて特別基準を設定してきたところである。

しかし、更新料の徴収は、主として首都圏を中心とした一部の地域に見られる慣行であるものの、その支払について明確に契約が締結されていれば支払わざるを得ない性格のものである。そして、近年、賃貸借契約上明記することが一般化してきている。このような状況にかんがみ、更新料の支払いが、契約上明示されており、更新料を必要とする場合には、㊦第6の4の(1)のオに定める額の一か月分を限度として実施機関限りで認定できることとし、さらに、これ

により難い特別な事情がある場合に限り、厚生省に協議するものとした。

五 薬物依存・中毒者が民間リハビリテーション施設に通う際の移送費の支給

薬物依存・中毒者が、「ダルク」等の民間リハビリテーション施設へ通う際の移送費の支給要件をより具体的に示したこと。

(⑩第6―2(7)のアの(セ))

〈解説〉

「ダルク」とは、薬物依存・中毒患者の社会復帰を目的として、デイ・ケア、ナイト・ケア等のプログラム、ミーティング等の活動を行う民間自助グループの団体及び施設のことである。この「ダルク」等の民間リハビリテーション施設に生活保護受給者が参加する際の移送費の支給については、これまで、これらの施設については必ずしも活動内容が明らかでなく、その治療効果についても公的評価判断が明確にされていないことが

ら、一般的には認めてこなかったところである。

ただし、民間活動として行われるものであっても、①国、地方公共団体から当該事業に対し補助が行われている場合、②保健所又は精神保健福祉センターが後援する場合等については、認めることとしており(平成元年六月「生活と福祉」、「ダルク」等もその限りにおいて移送費の支給対象となるものである。

平成十年五月、総務庁の麻薬・覚醒剤に関する行政監察の結果に基づき勧告において、アルコール依存者が断酒会へ通う際の費用については移送費の対象となることが明記されているが、薬物依存・中毒者が「ダルク」等の民間リハビリテーション施設に通う場合の移送費の取扱いについては明記されていないとして、これらの施設に通う場合に移送費の支給対象となる場合もあることを具体的に示すよう指摘を受けたところである。

この勧告を受け、今般、別冊問答218を改正し、「民間リハビリテーション施設」を例示として引用

しつつ、一定の場合には支給対象となる場合があることを具体的に示すこととしたものである。

なお、支給要件の緩和、すなわち全面的に民間リハビリテーション施設を断酒会の場合と同様の取扱いとすることについては、現在、厚生省精神保健福祉部局において、「民間のリハビリテーション施設への助成、公的リハビリテーション施設の整備等アフターケア対策の在り方」について検討が進められているところであり、生活保護上の取扱いについても、その結果を待って更に検討を進めることとしている。

六 原動機付自転車購入費の就労収入からの控除

就労収入からの控除の対象となる原動機付自転車の購入費について、「中古の」を削除したこと。

(⑩第6の23及び別冊問答399)

〈解説〉

就労に必要な原動機付自転車を購入する場合、その購入費用につ

いては、就労に伴う必要経費として収入から控除できる取扱いとしているところであるが、控除できる場合としては、「中古の」ものを購入する場合を示してきたところである。

しかしながら、今日においては、①新車の原動機付自転車であつても安価なものがあること、②そもそも中古車の市場がなく、適当な原動機付自転車を探すのが困難な地域もあるなど、時代にそぐわないものとなつてきていることから、実施要領上「中古の」を削除し、「社会通念上ふさわしい程度の購入費」と改めたものである。

医療扶助の運営

一 医療扶助の状況

最近の医療扶助の動向をみると、医療扶助人員は昭和五十九年から続いた減少傾向が平成六年度以降増加傾向に転じ、平成十年六月現在では、約七四万一〇〇〇人が医療扶助を受給しており、被保護人員（約九二万八〇〇〇人）に占める割合は七九・八%となっている。

また、予算額をみると、平成十一年度予算では医療扶助費は約六五八四億円となっており、保護費負担金（約一兆二一六〇億円）に占める割合は五八・八%となっている。

二 医療扶助運営要領等の改正

今回の医療扶助関連通知に係る改正の概要は次のとおりである。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症新法」という。）の施行に伴う改正

感染症新法（平成十年法律第百十四号）が平成十一年四月一日から施行されることに伴い、医療扶助運営要領別紙第二号について、伝染病予防法及び性病予防法の活用に関する規定を削り、感染症新法の活用に関する規定を設ける改正を行った。

医療扶助と感染症新法の関係についてであるが、感染症新法における一類感染症、二類感染症若しくは政令により同法第十九条又は第二〇条が準用される指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者が感染症指定医療機関において受ける医療に要する費用等については、同法による公費負担の対象となるが、これらに該当しない同法における患者に係る医療に要する費用等については、一般の例により調査を行った上、医療扶助の対象としても差し支えないものである。ので、取扱いに留意が必要である。

また、これに関連して、厚生省社会局長及び公衆衛生局長の連名通知「生活保護法による医療扶助と公衆衛生法規との関係について」（昭和二十九年十一月十七日社発第九百四号）についても一部改正を行った（平成十一年三月三十一日社援第八九七号）。

(2) 精神薄弱の用語の整理

精神薄弱の用語の整理に関する関係法律の一部を改正する法律（平成十年法律第一一〇号）が平成十一年四月一日から施行されることに伴い、厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書の点検について」（昭和五十八年三月三十一日社保第四六号）を一部改正し、精神薄弱という字句を知的障害に改めた（平成十一年三月三十一日社援第一五号）。

三 医療扶助の適正な運営等

医療費の適正化は、医療関係各制度にとって共通の課題となっているが、生活保護においても、被保護者全体の約八割が医療扶助を

受給し、また、保護費負担金の約六割が医療扶助費である等、医療扶助の割合は極めて大きく、その適正実施は重要な課題である。

ついては、以下のことにつき、一層の充実強化を図る必要がある。

- ① レセプトの審査体制の強化、審査内容の充実など診療報酬の適正な支払や被保護患者の適切な処遇の確保を推進すること。

- ② 長期入院患者の社会復帰を積極的に図るため、医療機関、保健所等の関係機関との連携の強化や嘱託医及び主治医の活用により的確な病状把握に努めること。

- ③ 医療扶助の実施にあたっては、被保護者の病状把握に努め、指定医療機関の協力を得て、病状と結びついた適切な処遇を行うこと。

- ④ 指定医療機関に対する個別指導の実施にあたっては、医療法、健康保険法、精神保健福祉法等に基づく指導等との連携の強化を図るなど効果的な指導を行うこと。

特集2

平成十一年度における生活保護指導監査方針

厚生省社会・援護局監査指導課

なお、平成十二年度より、現行の医療券とレセプトが一体となっている生活保護制度独自のレセプト様式を廃止し、福祉事務所から

は医療券部分のみの医療券を交付、指定医療機関から支払基金への診療報酬の請求は、厚生省令で定められた共通のレセプトで行う方式

に変更することとしているが、特に、この方法により医療扶助を実施する場合、福祉事務所におけるレセプト点検が極めて重要となる

ことから、今までもましてレセプト審査体制の確保が必要となる。

生活保護指導監査方針

生活保護法施行事務監査については、最近の実施機関における保護の実施体制及び実施状況等の現状に鑑み、指導監査の一層の充実を図るため、従前の通知の見直しが行われ、三月二十五日社援第七百五十一号厚生省社会・援護局長通知「生活保護法施行事務監査実施要綱」が新たに定められているところである。

平成十一年度における生活保護指導監査方針等については、本年

三月四日及び五日に開催された都道府県・指定都市社会・援護局主管課長会議、生活保護関係係長会議において、その内容を示すとともに、三月二十五日社援第三号社会・援護局監査指導課長通知をもって、具体的な取扱いが示されたところであるが、その概要は以下のとおりである。

一 指導監査に当たっての基本方針

近年の保護動向を見ると、平成四年度以降、ほぼ横ばいで推移してきたところであるが、平成八年度後半からは不況等の厳しい社会経済状況の下、都市部を中心に増加傾向に転じ、平成十年三月現在で被保護世帯人員は約九二万人、保護率七・三%となっており、全国七割を超える福祉事務所において被保護世帯数が増加傾向の現状にある。こうした中、福祉事務所の実施体制について見ると、現

業員の四分の一が毎年人事異動の

対象となつてはいるほか、査察指導員についても現業経験を有しない者が全体の三割を占め、また、被保護世帯数が増加傾向にある一部の福祉事務所において、現業員が法定数に比して不足する状況にあるなど、実施体制の強化が大きな課題となっている。

また、福祉事務所の保護の実施状況を見ると、全体としては制度の適正な運営に向けて熱意ある取組が行われていることは認められるものの、①依然として毎年、就労収入の無申告及び過少申告、各種年金の無申告等による不正受給が認められ、平成九年度において

も三七七一件、約二九億円の不正受給が発見されている。また、会計検査院の実地検査においても同様の事例について指摘されている。②ケース取扱の状況を見ても、およそ四割のケースが文書による指摘を受けているが、その要因について検討してみると、現業活動の基本となる処遇方針・病状把握、訪問調査活動等について問題が見られるという傾向が顕著になってきた。

指導監査はこういった現状を踏まえつつ、以下の事項に留意の上、その実施に当たることがある。

二 福祉事務所の指導監査における重点事項

管下福祉事務所に対する指導監査は、以下の事項を重点としたうえで、「別紙1」「都道府県・指定都市が行う指導監査の主要事項及び着眼点」に基づき実施されたい。

(1) 保護の適正実施の推進

ア 保護の相談・申請・開始段階における助言指導及び調査の徹底

面接相談に当たっては、懇切丁寧な対応を行い、相談内容を十分に引き出し生活保護制度上の権利、義務の周知の徹底を図るとともに、相談内容及びその結果については所長等幹部職員が逐次点検するなど相談業務が担当者任せとならないよう指導すること。

また、民生委員との連携、他の行政部局との連絡体制など生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるような体制づくりについても指導すること。

さらに、申請者から生活歴、家族構成、病状、収入、資産等を十分聞き取るとともに、調査に必要な同意書の徴取を行った上での、金融機関、生命保険会社、社会保険事務所等の関係先調査、病状把握及び扶養義務者に対する扶養関係調査等福祉事務所としての保護の要否についての調査を徹底するよう指導する必要がある。

イ 被保護世帯に対する受給要件の確保と指導援助の推進

(7) 資産及び収入の把握

被保護者に対し、収入申告書の定期的な提出を行うよう指導し、申告内容、挙証資料等の審査の徹

底を図り必要に応じ関係先調査を行い、適正な収入認定に努めるよう指導すること。

なお、課税状況については一斉点検により収入申告内容の確認を行い、また、各種年金等についてはその受給権の有無及び受給状況を適切に把握するよう指導すること。

また、扶養能力調査については、事務効率化の観点も踏まえ、被保護世帯と関係の深い者について重点的に調査を行うよう指導し、特に被保護世帯から転出した成人した子や生別母子世帯の前夫に対する調査については、扶養の可否を照会するにとどまらず世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を把握し、管内に居住する者の場合には実地に調査するよう指導する必要がある。

(4) ケースの実態に即した処遇方針の樹立と計画的な訪問活動等の推進

処遇方針は、現業員が当該ケースとどういった関わり方をしているかの基本となるものであるが、処遇方針樹立の前提となる実態把握

やその評価が極めて形式的、画一的になっている傾向がある。

したがって処遇方針は、まず訪問調査活動や病状把握等によりケースの生活実態や病状を十分に把握・検討したうえで樹立するとともに、自立助長選定ケースや処遇困難ケース等は、ケース診断会議を開催するなどして処遇方針の組織的な検討を進めるよう指導すること。

一方、訪問調査活動は、年度当初に計画した訪問予定を漫然とこなすことなく、被保護世帯の状況変化に応じて随時訪問するとともに、調査の目的を十分認識して実施するよう指導する必要がある。

特に、保護開始時にはその生活実態等を早期に把握する必要があることから、訪問格付にとらわれることなく実態把握に必要な訪問調査活動を実施するとともに、稼働年齢層の者に対する稼働能力の活用等に指導を要するケースについては訪問格付を高位につけ、訪問頻度を高める等の措置を講ずるよう指導する必要がある。

なお、訪問時の不在が続く世帯

については、本人来所時に実情を聴取することはもとより、可能な限り世帯員、民生委員等から生活状況等を聴取し、不在理由の確認も含め、生活実態の把握に努めるよう指導すること。

(ウ) 稼働年齢層の者に対する指導の徹底

稼働年齢層の者については、訪問による生活実態の把握、主治医訪問等による病状調査を行い、就労の可否について十分検討すること。その結果就労が可能な者に対しては、就労意欲の助長、生活習慣形成等への指導援助を図りつつ、求職活動状況報告書の徴取、公共職業安定所への同行訪問等による就労指導の徹底を図り、自立助長のための積極的な指導援助を早期に行うよう指導する必要がある。

また、稼働している場合であっても、病状等からみて就労日数又は就労時間が少ないなど、稼働能力を十分活用していないと考えられる者に対しては、必要に応じ就労先等の関係先調査により就業実態を的確に把握の上、就労日数及び就労時間を増加させるよう指導

するとともに、必要に応じ転職指導を行うなど積極的な増収指導を行うよう指導する必要がある。

(エ) 不正受給防止対策の徹底

平成九年度において不正受給として措置したものは、三七一七件、約二九億円となっている。不正受給の多くは稼働収入、各種年金・保険金収入、預貯金等の無申告又は過少申告によるものであるが、その発生要因を検討すると、訪問調査による生活実態の把握、収入申告書の徴取及び申告内容の審査が不十分な事例が少なくない。

については、収入申告内容に疑義のある場合は申告者に説明を求めるとともに、関係先調査及び課税状況調査等の点検による内容審査を徹底し、福祉事務所からの指示に従わないケースに対しては文書指示を行うなど厳正に対処するよう指導すること。また、不正受給を発見した場合には、発見時点における収入の遡及調査（原則として五年）、預貯金等の関係先調査の実施、稼働能力を有する場合の活用指導の徹底等不正受給を行ったケースに対して厳正な対応を行うよう

指導する必要がある。

(2) 要援護世帯に対する指導援助の充実

高齢者、傷病・障害者等要援護世帯が保護受給世帯の大層となっている。これらの世帯の需要は多岐多様にわたっており、単に保護費を給付するといった所得保障の対応だけではその需要を満たすことはできないケースが大半である。

については、的確な指導援助を確保する観点から、これらの世帯の需要を的確に把握し、他法他施策の活用、保健所、医療機関、各種相談員等関係機関との連携を密にした幅広い対応に努めるよう指導する必要がある。

(3) 組織的な運営体制の確保

ア 実施体制の確保

(ア) 適正な職員配置についての指導

ケースの処遇及び事務処理等に支障をきたさないよう査察指導員、現業員等の適正な職員配置に努めさせるとともに、相談業務についても、経験豊富な担当者を設置し、被保護者等が必要とする援助や情報を的確に提供できる体制を確保

するよう指導すること。

特に、生活保護の適正実施を確保するため、被保護者が増加傾向にある福祉事務所においては査察指導員、ケースワーカーが不足することのないよう保護動向を踏まえた職員配置について特に配慮するよう指導する必要がある。

(イ) 職員の職務能力の維持向上のための指導援助

福祉事務所においては、毎年の人事異動で現業経験の浅い職員や現業経験のない査察指導員が一定割合を占める状況にあり職員の職務能力の維持向上を図ることは、生活保護の適正な運営を確保するうえで重要な課題となっている。

このため、本庁においては、新任現業員に対する基礎的な研修や現業経験のない査察指導員に対する研修を実施するとともに、福祉事務所における職場内研修の実施や県外研修への積極的な参加を指導するなど、関係職員の職務能力維持向上のための指導を行う必要がある。

イ 計画的な運営管理の推進
毎年、管内の保護動向、前年度

の監査指導事項等を踏まえ管下福祉事務所を具体的に指導する指針を作成しこれを福祉事務所に示すこと。その上で、各福祉事務所が当該指針を踏まえ、事務所として取り組むべき問題点、対処方針等を具体的に盛り込んだ運営方針及び事業計画を策定し、これに向けて全職員が一体となって組織的に取り組むよう指導する必要がある。

また、個別ケースを通して、福祉事務所が抱える問題点を把握し、自主的内部点検等による是正改善に取り組むよう指導すること。

なお、処遇困難ケース等問題を抱えるケースの取扱いについてはケース診断会議を積極的に活用するなどし、幹部職員、査察指導員、現業員等全職員が一体となって問題解決に取り組む体制を確保するよう指導する必要がある。

ウ 査察指導機能の充実

査察指導機能が十分発揮されていない福祉事務所の実態をみると、業務の進行管理が十分行われていないことから、現業活動が現業員任せとなり、長期未訪問が生じたり、年金等の申請手続きの遅れ等

保護の決定実施の基本的な面に各種の問題点が生じることとなる。

については、本庁において「査察指導台帳」の作成等を盛り込んだ査察指導員業務マニュアルを策定するなどして、査察指導員が個々のケースの状況を掌握し、特に訪問計画の策定及び訪問調査活動の実施については必ず関与するとともに、重点的な指導を要するケースについては随時必要な指示ができるような体制の確立について指導する必要がある。

(4) 医療扶助の適正運営の確保
被保護世帯の大部分が医療扶助を受給しており、これらのケースの処遇に当たっては病状等を的確に把握する必要がある。このため必要に応じて主治医及び嘱託医の意見を聴取し適切な処遇方針を策定するよう指導すること。

また、現業員が被保護者の病状等を把握するためにレセプトを常時活用し得る状態を確保したうえで、レセプトの縦覧点検を行うとともに、在宅での療養の実態を把握し、生活指導、就労指導又は療養指導の徹底を図るよう指導する

必要がある。

三 福祉事務所の指導監査に当たって留意すべき事項

都道府県・指定都市本庁が行う生活保護法施行事務監査は、福祉事務所における生活保護制度の運営実施に係る適否を関係法令及び取扱指針等に照らし、個別かつ具体的に検討し、必要は是正改善の措置を講ずるとともに、これらの検討過程を通じて関係職員の職務能力を向上を図り、さらには福祉事務所の組織的な活動を助長するという、生活保護行政の適正かつ効率的な運営を確保するために重要な役割を担っている。

については、本庁の指導監査の実施に当たっては、以下に掲げる観点に留意しつつ、効果的な指導監査に努められたい。

(1) 組織的運営体制の整備について

ア 本庁の指導監督担当職員において、人事異動等により生活保護実務経験が浅いか又は全くない職員が増加しているが、福祉事務所の実施体制の現状を

鑑みれば、本庁の指導力の維持向上は緊急の課題である。

については、指導監督職員に対する研修、福祉事務所での現任訓練の実施等により、その職務能力の維持向上に努める必要がある。

イ 本庁の行う指導監査の実効性の確保のためには、指導監督担当職員それぞれが管下福祉事務所に対する指導監査に当たった課題について十分な議論と意思疎通を行い、共通認識のもと指導監査に当たることが重要である。

については、監査の事前検討、復命会の実施等による監査結果の分析、是正改善の指示、今後の指導方針の策定等の一連の過程において、幹部職員を含めた組織的な協議・検討が行われる体制を確保するとともに、特に管内保護世帯の大半を占める大規模な福祉事務所や多くの問題を抱える福祉事務所に対しては、幹部職員が自らその指揮に当たることが必要である。

(2) 福祉事務所の課題にに応じた
的確な指導監査の実施につ
いて

本庁においては指導監査の実施要綱を定め、各福祉事務所の過去の監査結果、是正改善状況、保護動向等を踏まえて指導監査の実施計画を策定すること。このため「指導台帳」を整備すること。また、実施に当たっては、単に個別ケースの取扱の適否のみでなく、福祉事務所の抱える問題点に応じて、組織的運営体制に関わる事項、本庁の示した標準的基準の定着状況等制度運営の全般的な状況にわたり、必要な確認と指導を行うことにより指導監査の実効を期す必要がある。

(3) 指導監査結果に基づき是正
改善指示について

指導監査の結果判明した問題点の解決のためには、関係職員全てが福祉事務所の抱える問題点や現状を十分認識し、事務処理の円滑化のための体制作り、実施体制の整備等問題解決に向けて組織をあげての取組を行う必要がある。については、監査結果の問題点等

については、福祉事務所職員との研究協議の場を設ける等共通の問題意識を持つとともに、理解を深めるような工夫を行うこと。

また、福祉事務所に対する指導監査結果の是正改善の指示は、個別ケースの指摘のみに止まらず、問題発生要因を確認するとともに、その問題の所在を明らかにし具体的な改善方策を指示すること。

さらに、所長等幹部職員に対しては、生活保護運営上の問題の所在を十分認識させるとともに、問題の所在によつては市の理事者に対しても十分な説明を行い、効率的に組織的な改善が図れるよう指導の徹底を図ること。

(4) 小規模福祉事務所に対する
きめ細やかな指導上の配慮に
ついて

被保護世帯数が二〇〇世帯以下のいわゆる小規模福祉事務所が全国の福祉事務所の約四割を占める状況にあり、これら福祉事務所においては、毎年の人事異動により大半が経験の浅い職員となることに加え、事務処理が現業員任せになるなど、生活保護制度の運営に

何らかの問題を生じかねない現状にある。

については、個々の職員の執務能力の向上に加え、組織的な業務運営を確保するための具体的な方策について指導するとともに、県本庁による実務中心の研修会の開催や巡回指導を行うなど、創意工夫をこらしたきめ細やかな指導を行う必要がある。

四 指定医療機関に対する
指導及び検査について

指定医療機関に対する個別指導及び検査に当たっては、管下福祉事務所に対する指導監査等を通じ

〔別紙1〕 都道府県・指定都市が行う指導監査の主眼事項及び着眼点

主眼事項	着眼点
1 保護の適正 実施の推進 (1) 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底	1 面接相談時における適切な対応と事務処理 (1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。 (2) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。 (3) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。 (4) 他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行われているか。

て把握した医療扶助運営上の問題点、指定医療機関ごとの医療給付等の傾向等を踏まえ、「別紙2」一都道府県・指定都市が行う指定医療機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点」に基づき実施すること。

特に、不正又は不当な診療報酬の請求を行った医療機関に対しては、厳正に対処するなど医療扶助の一層の適正実施に努めるとともに、指導の強化を図るため、社会保険など各制度との連携を図り、不正請求等の疑いに関する情報交換や状況に応じて合同による指導を実施すること。

いるか。

(5) 民生委員との連携、他部局との連絡体制など生活困窮者に
関する情報が福祉事務所の窓口につながるような体制になっ
ているか。

(6) 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、所長等幹
部職員まで決裁されているか。

(7) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われてい
るか。

2 保護開始時における調査の徹底

(1) 資産等の把握状況

ア 保護の申請書、資産申告書（不動産、預貯金、生命保険、
自動車等）及び収入申告書（稼働収入、年金等）の内容は、
申請資料等に基づき十分審査されているか。

また、関係先（金融機関、保険会社、社会保険事務所等）
調査等によつて十分に検証・確認されているか。

イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書が適切に
徴収されているか。

ウ 法第三条を適用し、保護を開始した場合は、文書によ
り本人に周知されているか。

(2) 病状把握の状況

病状等が的確に把握されているか。また、必要に応じ検診
命令等が活用されているか。

(3) 扶養義務履行の指導状況

ア 扶養義務者（特に生別母子世帯の前夫及び転出した子）
の居所、世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を
把握するための扶養能力調査は行われているか。

イ 扶養義務者が管内又は近隣の市町村に居住しており、あ
る程度の扶養が期待できるときには、実地に調査されてい
るか。

ウ 扶養義務照会に対して未回答となつているケースの処理
は適切に行われているか。

エ 扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所へ
の調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。
オ 別世帯の健康保険等の被扶養者、税法上の扶養控除対象

(2) 保護受給中
における指導
援助の推進

ア 権利、義
務の周知徹
底及び資産
収入の把握

親族、給与の扶養手当等の対象者等として認定されてい
る者に対して、必要な扶養援助が行われているか。

3 関係機関等との連携

(1) 関係部局、民生委員、保健所、身体障害者更生相談所、児
童相談所、公共職業安定所、医療機関等との連携が円滑に行
われているか。

(2) 郡部福祉事務所においては、高齢者及び身体障害者等の処
遇について町村との連携は十分とられているか。

1 権利、義務の周知徹底

被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、
適時適切な指導が行われているか。

また、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が
図られているか。

2 資産及び収入の把握

(1) 資産の把握

ア 資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関
係先調査等によつて的確に確認されているか。

また、資産の申告内容に変化はないか。

イ 資産活用についての指導又は指示は適切に行われている
か。

(2) 稼働収入の把握

ア 収入申告書は、定期的に徴収されているか。その際、給
与証明書等申請資料は添付されているか。

イ 収入申告書及び給与証明書等申請資料の内容審査（稼働
日数、給与額等）は、適切に行われているか。

(3) 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入
の把握

ア 収入申告書は適切に徴収されているか。

イ 年金、保険金等の受給資格の有無及び受給金額は、社会
保険事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されて
いるか。

イ ケースの実態に即した処遇方針の樹立と計画的な訪問調査活動等の推進	また、通算老齢年金を受給している場合、通算の対象となった他の年金の受給状況は的確に把握されているか。 ウ 仕送り額等は、的確に把握されているか。
	(4) 収入申告書の内容確認 収入申告書の内容を確認するため、課税状況調査等の一斉点検の実施について、努力されているか。
	(5) 老齢基礎年金等の受給資格の確認 一定の年齢に達した者について、老齢基礎年金等の受給資格について確認されているか。
	また、一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金等の受給資格について確認されているか。
	(6) 扶養能力調査の実施 扶養義務者に対する扶養能力調査は、被保護世帯との関係の深淺、過去の状況等を勘案の上、必要なものについては、適切に実施されているか。
	1 処遇方針の設定 (1) 処遇方針は、訪問調査活動や病状把握の結果により把握された実態を踏まえ、かつ十分な評価検討された上で立てられているか。
	(2) ケースの実態に即して世帯主及び世帯員についての処遇方針が的確に樹立されているか。
	また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等の処遇方針は、個々のケースの実態及び在宅福祉サービスの活用等を踏まえた適切なものとなっているか。
	(3) 処遇方針は、ケースの実態の変化に即して適切に見直しがなされているか。また、処遇の困難なケース等については、関係機関とも連携の上、ケース診断会議等で組織的に検討されているか。
	(4) 処遇方針が、ケース記録に明記されているか。
	2 訪問計画の設定 (1) ケース格付基準は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に即して適切に策定されているか。
	また、訪問格付基準の設定に当たっては、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目

(3) 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の推進	し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。
	(2) 個別のケースに対するケース格付は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に応じて適切なものとなっているか。
	また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われているか。
	(3) 訪問計画は、ケース格付を踏まえるとともに、ケースの状況変化を考慮し、適切に策定されているか。
	3 訪問調査活動の状況 (1) 訪問調査活動は、計画どおり実施されているか。
	特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。
	(2) 訪問調査活動は、ケースの状況変化に応じて適切に実施されているか。
	(3) 目的をもつて訪問調査活動を行っているか。
	また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、在宅福祉サービスの活用等必要な指導援助が行われているか。
	(4) 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な指導援助が行われているか。
	(5) 面接すべき者の不在が続くなどの場合には、訪問方法を工夫する等適切な対応措置がとられているか。
	また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行うなど、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力しているか。
	(6) 長期にわたって来所による面接が続く訪問調査活動が行われていないケースはないか。
	(7) 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。
	また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。
	1 就労阻害要因の把握 (1) 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助が適切に行われているか。
	(2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否

等については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ検診命令等により的確に把握されているか。

また、検診命令に従わない場合には、保護の停廃止等の措置は適切に行われているか。

(3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況、入所条件等が助案され、適切に行われているか。

2 自立助長の指導状況

(1) 稼働能力の活用等自立を助長するための指導援助は、自立更生計画書、求職活動状況報告書の提出等の指導により積極的に行われているか。

(2) 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。

また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。

(3) 自立援助のための各種貸付制度等他施策の活用についての指導が適切に行われているか。

(4) 稼働能力の活用についての指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。

また、指導指示に従わない場合には、保護の停廃止等の措置は適切に行われているか。

(5) 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労日数、時間、収入等が少ない者に対し、勤務先調査又は課税状況の調査が行われているか。

また、転職を含む増収指導が行われているか。

(6) 身体的、家庭的条件等に応じた適職指導が行われているか。

3 自立助長ケースの選定
自立助長選定ケースは、稼働能力の活用を指導する必要があるケースを中心に選定し、自立に向けた積極的かつ重点的な指導援助が行われているか。

1 収入申告内容の確認等の状況

(1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。

また、必要に応じて勤務先等関係先調査を適切に行うとともに、毎年、課税状況調査等の一斉点検を行うなど、福祉事務所として、できるかぎりの努力が行われているか。

(4) 不正受給防止対策等の推進

(2) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。

2 不正受給ケースに対する措置

(1) 不正受給については、法第七八条により厳正に措置されているか。

また、悪質なケースについては、告発等が行われているか。

(2) 不正受給の原因分析及び再発防止対策は適切に講じられているか。

3 不正受給等の発生原因の把握とその対応状況

(1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第六三条及び第七八条適用ケースの発生原因が十分に把握、分析されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握に問題がないかなど、福祉事務所として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。

(2) 福祉事務所として取り組むべき問題がある場合その適切な対応が行われているか。

2 要援護世帯に対する指導援助の充実

(1) 1 個別具体的な指導援助の充実

高齢者、傷病・障害者世帯に対する指導援助の状況

ア 要援護世帯のニーズに応じ、ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業、老人訪問看護制度、老人保健施設及び社会福祉施設等の各種保健福祉施策の活用は図られているか。

イ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。

ウ 高齢者、障害者等がいる世帯について、必要な生活環境等の整備のための制度の活用が図られているか。

エ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等についての協力依頼は行われているか。

(2) 母子世帯に対する指導援助の状況

ア 母親の養育態度、子供の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助が行われているか。

イ 子供の進路について、学校等関係機関との連携を図り、適切な指導援助が行われているか。

3 医療扶助の 適正運営の確 保	
	ウ 児童扶養手当等他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。 (3) 要援護世帯の処遇充実のための関係機関との連携及び社会資源等の活用状況 ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。 イ 民生委員、保健所、各種相談員、医療機関、学校等関係機関との連携、近隣住民の協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。 また、必要に応じ、関係者にケースへの同行訪問を要請しているか。
3 移送給付等の状況	1 医療扶助受給者に対する指導援助の状況 (1) 被保護者の病状は、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により的確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等が適切に行われているか。 (2) 長期入院患者、長期外来患者の実態を把握し、必要な指導援助は行われているか。 (3) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。 (4) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導が行われているか。
	2 レセプトの点検、活用状況 (1) レセプトは、個別ケースごとに直近6か月程度は編綴され、療養指導等常時活用できる状態となっているか。 また、病状の把握、療養指導等に際し、ケースワーカー、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。 (2) 医療費の適正な支払のため、縦覧点検等レセプト点検が実施され、過誤調整等は適切に行われているか。 (3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医協議又は本庁協議が適切に行われているか。

3 移送給付等の状況	(1) 移送給付 ア 移送給付は、申請に基づき行われているか。 また、通院証明書、レセプト等により事実確認は行われているか。 イ 移送手段は、最も経済的な方法で行われているか。 なお、タクシーを使用する場合は、医師の診断に基づき、歩行困難と認められた者等、真に止むを得ない者に限って行われているか。 ウ 移送給付は、現物給付を原則として行われているか。 (2) 入院患者日用品費等給付 入院患者日用品費及び障害基礎年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。 (3) 施術、治療材料給付 あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。 4 嘱託医等の配置及び活動状況 (1) 嘱託医は週1回程度の所内勤務が確保されているか。 (2) 医療扶助の要否及びケース処遇に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見が聴取されているか。 (3) ケースワーカー等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。
	5 本庁協議状況 医療の給付の要否、処遇方針の決定に当たっては、医学的見地からみて疑義のあるものについて本庁協議が行われているか。 6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況 (1) 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについて確認がされているか。 (2) 患者の病状等に応じ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という）、結核予防法等の活用について、保健所等関係機関との連携が十分図られているか。特に次の点について、関係機関と連携が図られ、確認がされているか。 ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申

請の可否についての検討が行われているか。
イ 精神科の外來通院について、精神保健福祉法第三、条の適用について検討が行われているか。

4 福祉事務所における入所措置等の適正実施の確保

(1) 実施体制の確保

1 入所措置等を行うための職員配置などの組織体制が確立されているか。

2 新任職員等に対する研修は行われているか。

3 措置台帳等諸帳簿は整備されているか。

1 適正な入所措置事務は、確保されているか。

(1) 適正に入所措置事務が行われているか。

(2) 入所措置について、より必要性の高い者を優先して措置されているか。

2 入所措置後の援助は、適正に行われているか。

(1) 入所措置後の継続の要否について見直しが行われているか。

また、措置変更事由が生じた場合の措置換えは適正に行われているか。

(2) 入所者診断会議に必要に応じて担当職員を参加させているか。

また、その際措置期間、措置施設の変更等の必要が認められた場合には、措置の変更等の手続きが適切に行われているか。

(3) 入所措置後、年一回以上は訪問調査を行い、更生状況等の確認が適切に行われているか。

また、その状況は記録として残されているか。

(4) 死亡等による入所措置解除については、速やかにその手続きが行われているか。

また、遺留金品の処分については、関係職員立会いのもとに適切に行われているか。

入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか。

(3) 適正な保護の決定事務の確保

5 組織的な運営管理の推進

(1) 計画的な運営管理の推進

1 理事者等の現状認識

(1) 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域的特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、福祉事務所の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。

(2) 理事者及び所長等は、福祉事務所の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。

(3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から福祉事務所全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。

ア 開始・廃止ケースの状況、並びに問題を抱える開始・廃止ケースの有無について把握し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。

イ 法第六三条及び第七八条適用ケースの発生原因を分析し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。

ウ その他、特に問題を抱えるケースについて、福祉事務所全体の問題として把握し、取り組んでいるか。

エ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施するなど、その対応策を講じているか。

(4) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。

2 運営方針及び事業計画の策定等の状況

(1) 生活保護の運営方針は、ケースワーカー等関係職員が参画し、本庁が福祉事務所に示した指針、当該地域の実情、保護の動向、福祉事務所の抱える問題点及び指導監査結果等を十分踏まえた上で策定され必要に応じ見直しが行われているか。

また、問題点に対する具体的な改善策が盛り込まれているか。

(2) 事業計画は運営方針に基づき具体的かつ実行可能なものとなっているか。

また、関係職員に周知されるとともに、進捗状況が定期的に

(2) 査察指導機能の充実	に確認され必要な措置がとられているか。	3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているか。	(2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、福祉事務所としての評価がされているか。また、運営方針等に反映されているか。 (3) 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討しているか。	4 ケース診断会議の活用状況	(1) ケース診断会議は、処遇困難ケースの処遇方針を樹立する場合等必要に応じ速やかに開催されているか。 また、所長等幹部職員が出席しているか。 (2) 会議経過は記録されているか。 また、会議結果等を踏まえ具体的な取組が行われているか。	1 現業活動の掌握体制の確保	訪問計画の策定や訪問調査活動の実施について査察指導員が把握でき、かつ必要な指示・助言ができる体制が確保されているか。また、必要に応じ個々のケースを掌握するための査察指導台帳が作成されているか。	2 訪問計画の進行管理等	(1) ケースの実態に即した処遇方針の樹立、訪問計画の策定、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。 また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言、指導が適切に行われているか。 (2) 長期間未訪問ケース等について、ケースワーカーに対して必要な指導を行っているか。	3 ケース審査及び助言、指導	(1) ケースの処遇内容について、ケースワーカーに必要な助言、指導を適切に行っているか。

(3) 実施体制の確保	特に、新任のケースワーカーに対し、実務指導、接遇等について特別な配慮がなされているか。	(2) ケースワーカーに助言・指導した事項、その経過及び結果について、査察指導台帳に記録される等、何らかの形で記録されているか。	(3) ケースワーカーに助言、指導した事項についての進行管理は適切に行われているか。	4 処遇困難ケースへの対応	(1) 処遇困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し、適切な処遇を行うよう指導しているか。 (2) 必要に応じ、関係者にケース診断会議への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。 (3) 関係機関等との連携が、組織的に確保されているか。	1 職員の配置状況	(2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、指導ができる者となっているか。 (3) ケースワーカーの大半が異動すること等によってケースの処遇、事務処理等に支障を来していないか。 (4) 査察指導員、ケースワーカーが生活保護以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。	2 面接相談体制の状況	(1) 専任面接相談員が配置されているか。 (2) 専任面接相談員の配置が困難な場合にあつては、査察指導員とケースワーカーの複数面接制の採用など面接相談体制が確保されているか。	3 研修の実施状況	(1) 新任職員、中堅職員等職員の経験年数に応じて生活保護制度の概要、実務、他法他施策等の職場における研修が適切に行われているか。 (2) ケース研究会等職場内研修は適切に行われているか。 (3) 県外研修の実施等、研修内容には工夫がこらされているか。 4 経理事務の処理状況

6 福祉事務所
の実情に
応じた
重点的
な指導
の徹底

- (1) 保護金品の支給手続・返還金の返納手続等は、関係法令等に照らし適切なものとなっているか。
特に、金品等の授受に当たっては、ケースワーカーが現金を取り扱っていないか。また、真にやむを得ない場合には、複数の職員で当たるなどの体制がとられているか。
- (2) 保護金品の支給については、定期的又は随時に関係帳簿との照合、点検を行っているか。
- (3) 法第六三条による返還額の決定に当たり、その一部又は全部の返還を免除する場合は、個別の必要性が十分検討されているか。
また、その内容は筆証資料等により明確にされているか。
- (4) 法第六三条による返還金及び法第七七条又は第七八条による徴収金の債権管理は適切に行われているか。
また、未収について、国庫負担金との調定は適切に行われているか。
- 5 ケース記録等事務処理の管理状況
(1) ケース記録等個人的事情に係る情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。
(2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理が適正に行われているか。
- 6 その他
(1) 訪問用自動車等の機動力は整備されているか。
(2) 特殊勤務手当は、妥当な額が支給されているか。
- 1 福祉事務所の実情に応じた取組状況
(1) 福祉事務所において、それぞれ保護動向について分析が行われ、それに対する具体的な対応策が講じられているか。
(2) 地域の特性から問題点が認められる福祉事務所においては、その根本的な要因等の分析が十分に行われ、それに対する対応策等が計画的に策定されているか。
(3) 前年度監査結果による指摘事項について福祉事務所は、その原因についての分析を行い、具体的な改善策が講じられているか。
(4) 特に小規模な福祉事務所において、保護の適正運営が組織

- 的かつ継続的に確保されうる体制が取られているか。
また、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会等、実施水準の維持向上のための努力がされているか。
- 2 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況
(1) 暴力団関係者のケースについては、警察署等関係機関への照会によりの確に把握されているか。
(2) 資産、収入、生活歴、現在の生活実態（病状、稼働状況等）は、的確に把握されているか。
- (3) ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組んでいるか。
また、受給要件は常時見直されているか。
- (4) 自立更生計画書は必要に応じ徴取されているか。
- (5) 警察署等関係機関とは常時連携できる体制が確保されているか。
なお、暴力行為等があった場合は、速やかに警察署へ通報する等の措置が行われているか。
- (6) 保護の開始決定後、本庁への報告が速やかに行われているか。
- 3 自動車保有ケースに対する調査、指導の状況
(1) 自動車の保有状況が関係先調査等によりの確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。
なお、保有容認に当たっては、任意保険の加入についても検討されているか。
- (2) 保有を認める場合に、本庁協議が必要なケースについては、速やかな協議が行われているか。
- (3) 保有を認めた場合においては、適宜保有要件の検証が適切に行われているか。
- (4) 保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。
また、指導指示に従わない場合には、保護の停廃止等の措置は適切に行われているか。
- (5) 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。

〔別紙2〕

都道府県・指定都市が行う指定医療機関に対する個別指導の
主眼事項及び着眼点

主眼事項	着 眼 点
医療扶助受給者に対する適切な処遇の確保	1 医療扶助に対する理解の状況 (1) 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。 (2) 診療報酬の請求は適切に行われているか。 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）等他法の取扱いについて配慮されているか。特に、精神保健福祉法第三十条適用について理解されているか。また、長期入院患者等に対する精神障害者保健福祉手帳の取得等について配慮されているか。 2 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況 (1) 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。 (2) 医師、看護婦等医療従事者は、確保されているか。 (3) 診療録の記載及び保存は、適切に行われているか。 (4) 診療内容からみて、医療要否意見書は適切に記載されているか。 (5) 長期入院、長期外来患者に対する療養指導は、適切に行われているか。 (6) 入院患者日用品費等の取扱いは、適切に行われているか。特に、精神病院に対しては、本来病院において用意し負担すべき内容の経費について入院患者日用品費から支出するようないかなうか。 また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理把握されているか。

保護施設に係る指導監査方針

保護施設に係る指導監査の実施方針については、本年三月四日及び三月五日に開催された社会・援護局主管課長会議、生活保護関係全国係長会議においてその重点を示すとともに、三月二十五日付社援第七七〇号厚生省社会・援護局長通知をもって各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長あて通知したところであるが、その概要は以下のとおりである。

課長会議及び係長会議において示した内容

保護施設が健全で安定した運営のもとに、その設置目的に沿った適切な入所者処遇が確保されるためには、法人・施設に対する都道府県、指定都市及び中核市の指導監査の果たす役割は極めて重要である。

平成十一年度の保護施設の指導監査については次の事項を重点に〔別紙〕「社会福祉法人・施設に係る指導監査の主眼事項及び着眼点」に基づき実施されたい。

る指導監査の主眼事項及び着眼点」に基づき実施されたい。

1 指導監査体制等の充実

保護施設の指導監査については、他の社会福祉施設監査との連携を保ちつつ指導監査体制を整備し、原則として全施設に対して年一回実施すること。

監査の結果等から多くの問題が認められる法人・施設に対しては、問題点に応じ重点的かつ継続的な指導を行うこと。

なお、全施設に対する実地指導監査の実施が困難な場合は、前回の指導監査の結果から、法人の理事會運営、施設運営、入所者処遇及び職員処遇等の全般について良好と認められる施設に限り、選定根拠を明確にした上で、全施設数の二割を限度として書面監査方式等の指導監査を実施しても差し支えない。

この場合であっても、当該施設に対しては、二年に一回は実地に

指導監査を行うこと。

2 保護施設に対する指導監査の実施

(1) 社会福祉法人及び施設の適

正な運営管理体制の確立

ア 法人の運営管理体制の確立

施設の適正な運営を確保するためには、運営の中核となる法人の理事会機能及び監事機能が充実されることが重要である。

このため、理事会は適切な役員構成の下に、実際に法人運営に参画できる理事を選任し、理事会での適正な審議が確保されることが必要である。また、監事は、理事の業務執行、法人・施設の財産の状況、金銭の借入れの状況等についての監査を通じて、理事等に対する牽制効果を期待されているものであり、その監事機能を十分發揮するよう指導すること。

法人・施設における不祥事の発生要因をみると、①理事会の審議、監事の監査が形骸化していること、②理事長、施設長等役職員が親族等の特定な関係にある者で占められていること等

により理事長等一部の者の専断による法人・施設運営が行われていることに起因するものが多い。

これらの事項に留意し指導監査を実施するとともに、研修等を通じ法人・施設の幹部役職員に対し法人・施設の公共性に関する意識を高め、運営内容の情報開示にも努めるよう指導すること。

イ 施設の運営管理体制の確立

健全な施設運営を確保していくため、資格を有する専任の施設長を配置するよう指導するとともに、人事、労務面での規程等が適正に整備、運用されているか、施設設備等の整備、維持管理についても適切に行われているか等について指導すること。

また、措置費の適正な執行を期するため、会計責任者と出納職員を明確にして適正な会計事務処理が確保されるよう指導すること。入所者預り金については、預金通帳と印鑑がそれぞれ別の者によって管理される等内部牽制・制を確立し、適切な管

理を行うよう指導すること。さらに、預り金の収支状況について、入所者に対し定期的に通知するとともに必要に応じて家族等に通知するよう指導すること。

するため、職能的訓練等を行うよう指導すること。また、特に授産施設においては、入所者の障害等に応じた作業種目の採用、適切な作業環境の確保について十分配慮されるよう指導すること。

(2) 適切な入所者処遇の確保

入所者に対する食事、入浴、健康管理等の充実、プライバシーの尊重と適切な生活環境等の確保、自立、自活への援助等を充実することにより、入所者の処遇の充実と自立の促進を図るよう指導する必要がある。

そのためには、入所者個々の心身の状況、日常動作能力等を勘案し、必要に応じて嘱託医等の意見を求める等専門的判断も踏まえた個別処遇方針を策定すること。

入所者は、施設での生活が長期にわたる場合が多いので、ゆとりと楽しみのある入所生活を確保するとともに、入所者の身体的・精神的条件に応じ、機能を維持し、又は機能の減退を防止するための訓練及び入所者が自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるよう指導すること。

(3) 必要な職員の確保と職員処遇の充実

職員の給与については、継続的な職員の確保を図る観点から、初任給格付基準、前歴換算表、標準職務表等を給与規程に明記し、妥当な給与水準の確保を図るとともに、人材確保策として魅力ある職場づくりに努める必要がある。そのため、週四〇時間労働の確保、年次有給休暇の活用についての配慮を行うとともに、職員に対しての福利厚生、レクリエーション、健康管理増進の実施のための福利厚生センターの活用等士気高揚策の取組や、福祉人材センターの活用、労働条件等に配慮し、有用な人材の確保及び定着化に努めるよう指導すること。

(4) 防災対策の充実強化

防災対策については、連絡・避難体制の確立、夜間又は夜間を想

定した避難訓練及び消火訓練の実施、非常食等備蓄物資の確保、近隣施設及び地域住民等との地域ぐるみの防災体制の強化への取組等に万全を期すよう指導すること。

社会・援護局長通知の内容

保護施設に係る指導監査の実施について（通知）

保護施設の運営に係る指導監査については、平素より格別の配慮を煩わしているところであるが、その実施方針を下記のとおり定めたので、実施に遺憾のないよう留意されたい。

記

1 保護施設に対する指導監査は、保護施設がその設置目的に沿って、様々なハンディキャップを有する入所者個々の人権を尊重した適切な入所者処遇と、健全で安定した施設運営を確保することを主眼として実施するものである。

このため、有用な人材の確保及びその定着化を図る観点から、適正な給与水準の確保、年次有

給休暇の取得、福利厚生の充実など労働条件の改善に向けた取組みとともに施設運営の基盤となる法人の理事会機能の充実等に留意し、別紙に示す「社会福祉法人・施設に係る指導監査の主眼事項及び着眼点」に基づき、効果的な指導監査の実施に努められたい。

2 指導監査は、原則として年一回、全施設に対し実施することとし、前回の指導監査等によって問題が認められる施設や不祥事の発生した施設に対しては年一回にとどまらず、重点的かつ継続的に実施すること。

全施設に対する実地指導監査の実施が困難な場合は、前回の指導監査の結果から、法人の理事会運営、施設運営、職員処遇及び入所者処遇等の全般について良好と認められる施設に限り、選定根拠を明確にしたうえで、全施設数の二割を限度として書面監査等の実施を検討するなど監査の実施方法を工夫し実施率の向上に努められたい。なお、この場合であっても、当該施設

に対しては、二年に一回は実地に指導監査を行うこと。

3 指導監査の実施に当たっては、画一的、平板的の監査を避け、施設ごとの問題点を的確に把握し、その問題点を当該施設の幹部職員に十分認識させ、速やかに是正、改善を求めること。

また、その結果は期限を付して報告させるとともに、改善状況を確認すること。

なお、改善を要する事項の指摘は具体的にを行うとともに、併せて改善方策についても指導すること。また、短期間に解決が困難な事項については年次改善計画を樹立させ、継続的に指導すること。

4 指導監査結果による指摘事項について、必要な是正改善措置が講じられない法人・施設に対しては、実施機関に新規入所措置の停止等の協力を求めるほか、個々の事例に応じ、社会福祉事業法に基づく改善命令をはじめ、役員の解職勧告及び業務の停止を行うなど厳正に対処する等速やかな改善が図られるよう実効

ある指導を行うこと。

5 社会福祉法人が経営する施設については、法人監査と施設監査を同時に実施してその実効をあげるよう配慮すること。

特に、複数の指定都市及び中核市等に所在する法人経営の施設に対する指導監査に当たっては、施設指導を担当する指定都市及び中核市と法人指導を担当する道府県が同時に指導監査を実施すること。

また、社会福祉法人が複数の道府県において施設を設置している場合については、指導監査を実施した道府県は、当該法人が設置している他の施設を所管する道府県及び厚生省に対し、監査結果による問題点を通知すること。

なお、施設指導担当部局と法人指導担当部局が異なる場合は、常時密接な連携を図ること。

6 都道府県、指定都市及び中核市は、実施した指導監査の結果について、別に定めるところにより報告すること。

【別紙】 社会福祉法人・施設に係る指導監査の主眼事項及び着眼点

主眼事項

着眼点

第1 適切な入所者処遇の確保

施設の処遇について、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。
施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。また、入所生活をゆとりのある、かつ、楽しみのあるものにするためのレクリエーションの実施等に創意工夫がなされているか。

1 食事・リハビリ等入所者処遇の充実

(1) 個別処遇方針は、適切に策定されているか。

ア 個別処遇方針は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果に基づいて策定されているか。

また、個別処遇方針は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、必要に応じて見直しが行われているか。

イ 個別処遇方針は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを心得策定され、かつその実践に努めているか。

ウ 個別処遇方針に基づいた処遇が実践されているか。

エ 入所者の処遇記録等は整備され、活用が図られているか。

オ ケース処遇の進行管理は適切に行われているか。

(2) リハビリテーションは、適切に行われているか。

ア 機能低下を防止するために保護施設の個別リハビリ計画が策定されているか。

イ 車いす、歩行器等は、必要な台数が確保されているか。

(3) 適切な給食を提供するよう努めているか。

ア 必要な栄養所要量が確保されているか。

イ 嗜好調査、残食（菜）調査及び検査結果等を献立に反映しているかなど、食事のメニューに工夫がなされているか。
ウ 検査は、適切な時間になされているか。（原則として食事前となっているか。）又、常に同一の職員により実施されているか。

エ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。

オ 新鮮な材料を用いてバランスのとれた食事が提供されているか。（安易に缶詰等の加工食品、既製品を用いていないか。）

カ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。（特に夕食時間は十七時以降となっているか。）

キ 食事は適温で食べられるような配慮がなされているか。

ク 入所者の身体状態に応じた食事のための自具等の活用がなされているか。

ケ 保存食は、一定期間（二週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。

コ 食器類の材質、種類に配慮がなされ、また、衛生管理に努めているか。

サ 給食関係者の検便は毎月全員実施されているか。

(4) 適切な入浴の確保ができるよう努めているか。

ア 入所者の入浴は、一週間に少なくとも二回以上行われているか。また、次回の入浴までの間については、必要に応じて清拭等が行われているか。

特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設定するなど週二回の入浴が確保されているか。

イ 入浴に当たっての健康状態のチェックは行われているか。

ウ 身体状態に応じた入浴が行われているか。

エ 自力で入浴可能な者については、入浴時間、入浴回数の配慮が行われているか。

(5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。

ア おむつ交換時には、衝立、カーテンを活用するなど入所者の心情に配慮がなされているか。

イ 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は障害に応じた工夫がなされているか。また、換気や保温に配慮がなされているか。

ウ 便秘の続いている者に対する浣腸、摘便等が適切に行われているか。

エ おむつ交換時は、換気に配慮がなされているか。

また、汚物は速やかに処理されているか。

オ おむつ使用者に対するおむつ外しのため、ポータブルトイレへの介助やトイレ誘導等の働きかけが行われているか。
カ 夜間の排泄介助及びおむつ交換について、十分配慮がなされているか。

(6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。

ア 入所者の被服は、季節、生活サイクルに合った衛生的な物を着用するよう配慮がなされているか。

イ 起床後着替えもせず寝巻きのままとなっていないか。

ウ 入所者の被服の洗濯等は適切に行われているか。

エ シーツ等寝具のリネン交換は適切に行われ、常に清潔なものとなっているか。

(7) 医学的管理は、適切に行われているか。

ア 定期の健康診断、衛生管理及び伝染病等に対する対策は適切に行われているか。

イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師・嘱託医がおかれているか。(必要な日数、時間が確保されているか。) また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護婦等への指示が適切に行われているか。

ウ 急病等の場合の緊急連絡体制が整備されているか。

エ 入所者の外部への通院時の介添え、入所者の入院時の付添いについて配慮がなされているか。

(8) 家族との連携に積極的に取り組まれているか。

ア 入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。また、相談に対して適切な助言指導が行われているか。

イ 家族との連携が緊密に保たれているか。

入所者の身体状況の変化等について家族への情報提供等の配慮がなされているか。

また、家庭復帰が期待できる者については、実施機関及び家族との連携を図る等適切に対応されているか。

さらに、家庭復帰後の状況が適切に把握されているか。ウ 家族の面会が長期にわたってない場合、家族に対し、来所についての働きかけが行われているか。

2 入所者の生活環境等の確保

(9) 実施機関との連携が図られているか。

入所者の入所、退所の際及び入所者処遇等の実施に当たって必要な時期に、入所者の機能の状態、適性、能率等について検討を行いその更生の目標、実施方法等を決定し管理しているか。(入所者が適正な施設に適正な期間措置されているか等)

また、入所者診断会議には、必要に応じて実施機関の職員が参加できる体制が整えられるなど実施機関との連携が図られているか。

施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。

ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。

また、障害に応じた配慮がなされているか。

イ 居室等が設備及び運営基準にあつた構造になっているか。

ウ 各居室、便所等必要な場所にカーテン等が設置され、入所者のプライバシーが守られるよう配慮がなされているか。

エ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。

オ 居室、便所等必要な場所にナースコールが設置され、円滑に作動するか。

カ 衛生設備(特に調理室等)、給水・配水及び汚物処理施設の管理は、適切になされているか。

キ ボイラー、電気設備等の保守点検及び危険物の安全管理は、適切になされているか。

ク 障害を有する入所者のために必要な車いす、歩行器等福祉用具が確保されているか。

3 入所者預り金管理の適正化等

(1) 入所者預り金の管理は、適正に行われているか。

ア 入所者の所持金を、自己管理が可能なる者についてまで、一律に施設が預り金として管理されていないか。

イ 自己管理のために必要となる保管場所の確保等の配慮がなされているか。

ウ 入所者の依頼により預り金を保管している場合、預金通

4 自立、自活
等への援助

- 帳保管者、印鑑保管者がそれぞれ別に定められ、その保管も適切に別々の場所に管理されているか。
- エ 預り金の収支状況は、施設長により定期的（毎月）に点検されているか。
- オ 預り金の払出しに当たっては、引き渡す職員以外の職員の立合の下に金銭授受が行われ、入所者からの受領印が徴されているか。
- カ 預り金の収支の状況を定期的に入所者（必要に応じて家族等）に連絡しているか。
- (2) 介護用品等の本人負担は、適切に行われているか。
- ア 入所者の処遇に必要な医療介護用品、布団、毛布等の日常生活用品等であって、施設会計で負担すべき経費を入所者に負担させていないか。
- イ 行事の一環として行う費用（外食等）を入所者に負担させていないか。
- (3) 遺留金品の引き渡し等は、適切に行われているか。
- 入所者が死亡した場合に、実施機関への通報及び実施機関の指示に基づき遺留金品の引き渡しは適切になされているか。
- 入所者個々の身体状況等を考慮し、施設種別毎の特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。
- (1) 救護施設関係
- ア 機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練又は作業は、計画が作成され適切に実施されているか。また、参加促進のための工夫がなされているか。
- イ 訓練又は作業の内容、時間は入所者の精神的、身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。
- ウ 精神障害者社会復帰対策等関係諸施策の活用が十分に検討されているか。
- エ 疾患に応じて医療機関との長期的な協力関係が確立されているか。
- オ 入所者の個別の状況等について、保護の実施機関との連携が図られているか。
- カ 通所事業の実施に当たっては、家族、保護の実施機関等

第2 必要な職員の確保と職員処遇の充実

1 適切な給与水準の確保

- 関係機関と十分連携が図られているか。
- (2) 授産施設関係
- ア 入所者に対し、個別的に更生計画と実施方法を決定するため、総合診断会議が開催されているか。
- イ 入所者の作業能力評価を適切に行い、心理的更生、職業的更生について配慮がなされているか。
- ウ 作業設備又は作業分担は、入所者の身体的状況等を勘案したものとなっているか。
- エ 作業環境、安全管理は適切に行われているか。
- オ 作業の内容、作業時間は入所者の身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。また必要に応じて授産科目の見直し等が行われているか。
- カ 肢切断または機能障害者に対し、作業能率を高めるための工夫がなされているか。
- キ 入所者の作業記録が適正に記録されているか。
- ク 授産事業に係る受注価格、販売価格は地域の同種の企業に比し適正なものとなっているか。
- ケ 授産事業に係る収入・支出は、授産事業会計により適正に処理されているか。
- コ 授産収入の算出、必要経費の算出は適正に行われているか。
- サ 工資の支払いは適正に行われているか。
- シ 他の施設等の行う作業会計等との負担が適正に行われているか。
- 優秀な人材を安定的に確保するため、資質向上のための研修の充実や福利厚生の実施等、職員処遇が充実されるよう努めているか。
- (1) 給与水準は、施設所在地の地方公共団体等の給与水準を勘案する等妥当なものとなっているか。
- (2) 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて高額となっていないか。
- (3) 給与に初任給格付基準表、前歴換算表、標準職務表が

3 業務体制の確立と業務省力化の推進 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。 ア 職員の所掌業務が明確にされ、それが有機的に機能しているか。 イ 専門職員、非常勤職員等各種の職員の組み合わせによるなど効率的な業務体制を確立するよう努めているか。 ウ 業務省力化機器の導入、業務の外部委託の推進等による	2 労働時間の短縮等労働条件の改善 (1) 労働時間、休暇関係 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 イ 週四〇時間の労働時間が守られているか。 ウ 年次有給休暇等の取扱いは、適切に行われているか。 エ 産休、育児休業等の取扱いは、適切に行われているか。 夜勤、宿日直関係 ア 夜勤、宿日直等の取扱いは、適切に行われているか。 イ 寮母等の夜間勤務を行う者について、長時間勤務の解消について努力がなされているか。 また、設備、備品等夜勤等を行う者への福利厚生は、十分な配慮がなされているか。 (3) 健康管理関係 職員への健康診断は、適正に実施されているか。 また、寮母等夜間勤務を行う職員について六カ月以内ごとに一回行われているか。 (4) 退職手当関係 ア 退職手当共済制度への職員の加入は適正に行われているか。(短期雇用者及び加入対象外施設職員等が含まれていないか。) イ 社会福祉・医療事業団等に提出されている本俸月額は正しく理解され適正に届出が行われているか。	整備され、給与格付、昇格、昇給、各種諸手当等は適正に支給されているか。 また、非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い等が適正に行われているか。
第3 社会福祉法人及び施設運営の適正実施の確保 1 法人の運営管理体制の確立 (1) 定款は、適正に整備されているか。 ア 定款は、定款準則に準拠したものとなっているか。 また、事業内容は定款と相連していないか。	6 職員の確保及び定着化 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 ア 職員の計画的な採用に努めているか。 また、養成施設に対する働きかけは積極的に行われているか。 イ 雇用条件の明示等職員採用の適正化に努めているか。 ウ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。 エ 福祉人材センター等が行う事業について、その活用に努めているか。	業務の省力化の努力がなされているか。 4 職員研修等資質向上対策の推進 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。 ア 研修が職員に対して計画的に行われているか。 また、参加者の偏りがないか。 イ 職種別の外部研修等への参加が行われているか。 ウ 介護福祉士等の資格取得への配慮がなされているか。 エ 研修内容が、職員会議等において、他の職員へ周知、紹介されているか。又、研修記録が整理されているか。 5 福利厚生等の士気高揚策の充実 福利厚生等の士気高揚策について、その充実に努めているか。 ア 職員に対するレクリエーション等士気高揚策について配慮がなされているか。 イ 職員の健康管理の増進等に努めているか。 ウ 福利厚生センター等が行う事業について、その活用に努めているか。

イ 定款及び登記事項の変更手続は適正に行われているか。

(2) 役員構成、選任手続等は、適正に行われているか。

ア 欠格事由を有する者が選任されていないか。

イ 役員の選任及び構成は、適正であるか。

ウ 役職員が親族等の特殊の関係にある者で占められていないか。

エ 選任関係の書類が整備されているか。

オ 役員の任期が明確になっているか。また補欠役員の任期は、前任者の残任期間となっているか。

(3) 理事会等は、適正に機能されているか。

ア 理事会等の開催、予算の承認等要議決事項の審議は適正に行われているか。

また、議事録は審議経過がわかるように各理事の意見等が正確に記録・保存されているか。

イ 理事会は適宜、必要な時期に開かれているか。

ウ 理事長及び一部の者による専断がなされていないか。

エ 理事会への欠席又は書面による議決権の行使が継続している理事はいないか。

オ 理事会において、事業計画の推進及び借入金の償還等、法人・施設の中・長期的な安定運営を図るための審議が行われているか。

カ 研修等に役員が積極的に参加しているか。

キ 評議員会を設置する必要のある法人に適切な指導が行われているか。

(4) 監事監査は、適正に行われているか。

ア 監事の適格者が選任されているか。

イ 理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況、特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について十分な監査が行われているか。

ウ 監査報告書を作成し、理事会及び所轄庁に報告後、法人において保存されているか。

ア 資産管理は、適正に行われているか。

基本財産・運用財産等は明確に区分され、適正に管理されているか。

イ 定款に定める基本財産（土地・建物の所在地、面積）と登記簿原本は、一致しているか。

ウ 基本財産を、所轄庁の承認を得ずに、処分、貸与し又は担保に供されていないか。

(6) 借地に関わる利用権の設定・登記は適正になされているか。建物を存する土地が民間からの借地である場合、契約書が整備され利用権が設定、登記されているか。

(7) 会計処理は経理規程等に基づいて適正に行われているか。

ア 経理規程及び諸帳簿は適正に整備、運用されているか。

イ 会計責任者と出納職員は別の者が任命され、また、事務手続過程における役割が明確にされる等内部牽制組織が確立されているか。（辞令が交付されているか）

ウ 本部会計、特別会計等の会計単位が明確にされ、それぞれの予算の作成、執行は適正に行われているか。

また、決算関係書類（財産目録、貸借対照表、収支計算書、決算付属明細表）は適正に整備保存されているか。

エ 決算関係書類は、各会計単位間及び経年について整合性のある内容となっているか。

オ 業者選定や契約手続は、適正に行われているか。

カ 施設会計と本部会計等会計相互間における貸借が濫りに行われていることはないか。

キ 資金計画及び借入金の償還は、適正に行われているか。

ク 基金、繰越金及び引当金は、安全確実な方法で管理、運用されているか。

ケ 債権・債務の発生要因は適正な事由によるものか。又、管理は適正に行われているか。

(8) 運営費の弾力運用は、適正に行われているか。

民間施設給与等改善費の管理費加算相当額及び運用収入並びに繰越金等からの本部会計への繰入は適正に行われているか。

また、充当経費は適正に扱われているか。

(9) 情報開示は適正に行われているか。

法人の業務及び財務等に関する情報については、法人の広報を活用するなどにより自主的に開示しているか。

2 新設法人の
運営管理体制
の確立

- (1) 法人認可後二週間以内に適正に登録されているか。
- (2) 理事は六人以上いるか。
- (3) 役員の選任及び構成は適正となっているか。
- (4) また、選任関係書類は整備されているか。
- (5) 役員が親族等の特殊の関係にある者で占められていないか。
- (6) 入所施設を経営する法人の理事の四分の一以上は、社会福祉事業について知識経験を有する者及び地域の福祉の代表者となっているか。
- (7) 理事会は適時に開催され、施設建設工事契約等要議決事項の審議は適正に行われているか。
- (8) また、議事録は、審議経過がわかるように各理事の意見等についても正確に記録・保存されているか。
- (9) 理事会への欠席又は書面による議決権の行使が継続している理事はいないか。
- (10) 評議員会は設置されているか。
- (11) (入所施設のみを設置経営する法人である場合はこの限りでない)。
- (12) 評議員の選任及び構成は適正となっているか。
- (13) また、選任関係書類は整備されているか。
- (14) 評議員が親族等の特殊の関係にある者で占められていないか。
- (15) 評議員に利用者の家族の代表が加わっているか。
- (16) 評議員会は適時に開催され、施設建設工事契約等要議決事項の審議は適正に行われているか。
- (17) また、議事録は、審議経過がわかるように各評議員の意見等についても正確に記録・保存されているか。
- (18) 評議員会への欠席が継続している評議員はいないか。
- (19) 特に、理事を兼ねていない評議員の欠席が継続していないか。
- (20) 法人役員、事業計画等の情報は、公開されているか。
- (21) 契約手続は公共事業の扱いに準じているか。
- (22) 入札方法の決定は理事会、評議員会で行われているか。
- (23) 指名競争入札の場合、指名業者の選定は理事会、評議員会で行われているか。

3 施設の運営
管理体制の確
立

- (1) 入札の公告等は適正に行われているか。
- (2) 入札参加業者を都道府県市に届け出ているか。
- (3) 届出のあった業者について都道府県市の行った助言を受け入れているか。
- (4) 入札を行う際、監事、複数の理事(理事長を除く)、評議員(理事長の六親等以内の血族、親族等特殊の関係のある者を除く)が立ち会っているか。
- (5) 契約を締結する際、理事会、評議員会で審議しているか。
- (6) 工事契約は適正か。
- (7) 契約内容を都道府県市に報告しているか。
- (8) 契約で一括下請負を禁止しているか。
- (9) 入札結果(入札業者名、落札業者名、落札金額)を入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、都道府県市に届け出ているか。
- (10) 入札結果を公開しているか。
- (11) 工事の一部を下請業者が行う場合、当該下請業者名、業務等必要事項を把握しているか。
- (12) 濫りに業者等に寄付を求めているか。
- (13) 施設・設備整備補助金の交付申請及び事業報告は適正に行われているか。
- (14) 建設費の資金計画、支払等は適正か。
- (15) 整備された施設・設備は適正に使用されているか。
- (16) 管理規程、就業規則、経理規程、給与規程等の規程は整備されているか。
- (17) 諸機関への承認申請、届出等は適正に実施されているか。
- (18) 職員採用、給与格付は適正か。
- (19) 職員への辞令は交付されているか。
- (20) (特に、会計責任者、出納職員、契約担当者)
- (21) 事業計画は、適切に策定され遂行されているか。また、事業報告は適切になされているか。
- (22) 必要な諸規程は、整備されているか。
- (23) 管理規程、就業規則等必要な規程が整備、運用されているか。

- (3) 人事管理は、適正に行われているか。
- ア 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。また、定着化に努めているか。
- イ 通所事業などを実施する施設にあつては、指導員等の加配が行われているか。
- ウ 各種加算に見合う職員が配置されているか。
- エ 職員研修は具体的に計画が立てられ、積極的に行われているか。
- オ 労務管理等施設の運営管理は適正に行われているか。
- また、労働基準法関係の諸届出は適正になされているか。
- (4) 施設長に適任者が配置されているか。
- ア 施設長の資格要件は満たされているか。
- イ 施設長は専任者が確保されているか。
- ウ 施設長が他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。
- (5) 施設設備は、適正に整備されているか。
- 施設設備は「設備及び運営基準」に抵触していないか。
- また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。
- (6) 運営費の弾力運用は、適正に行われているか。
- ア 施設の運営が適正に行われた上で、運営費の弾力運用が行われているか。
- イ 運用収入の本部会計への繰入額は妥当であるか。また、その積算根拠は明確にされているか。
- ウ 繰越金は、優先的に各種引当金に充てられているか。
- エ 繰越金及び引当金は、安全確実な方法で管理運用されているか。
- また、取り崩し等についての県（市）への協議は適正に行われているか。
- (7) 高額繰越金等を有している場合、入所者処遇等に必要改善を要するところはないか。
- 高額繰越金等を有している場合及び当期繰越金等が運営費の収入決算額の5%以上の施設について、設備、職員処遇、入所者処遇に改善を要するところはないか。
- (8) 会計経理は経理規程等に基づいて適正に行われているか。

4 内部牽制体制の確立

- ア 諸帳簿は適正に整備、運用されているか。
- イ 会計責任者と出納職員は別の者が任命され、また、事務手続過程における役割が明確にされる等内部牽制組織が確立されているか。（辞令が交付されているか。）
- ウ 施設会計の予算の作成、執行は適正に行われているか。
- また、決算関係書類（財産目録、貸借対照表、収支計算書、決算付属明細表）は適正に整備保存されているか。
- エ 業者選定や契約手続は適正に行われているか。
- オ 医師にかかる嘱託契約は、勤務日時、手当額等を明確にした適正な契約書をもって締結されているか。
- カ 施設会計と本部会計等会計相互間における貸借が滞りに行われていないか。
- (9) その他の施設運営に関する事項
- ア 施設運営に関する自主的内部点検が行われているか。
- また、実施水準の向上に、職員の創意工夫等が反映されているか。
- イ 市町村、保健所、医療機関、社会福祉協議会等との連携は、適切に行われているか。
- ウ 介護機器・省力化機器の設備導入等の創意工夫が行われているか。
- エ 感染症等の予防対策は、適切に行われているか。
- (1) 社会福祉法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況が法令通知等に基づいて適正に処理されているかどうかの監事監査が行われているか。
- (2) 役員が親族等の特殊の関係にある者で占められていないか。
- (3) 入所者の預り金を保管している場合、預金通帳保管者、印鑑保管者がそれぞれ別に定められ、その保管も適切に別々の場所に管理されているか。また、引き渡す職員以外の職員の立会の下に金銭授受が行われているか。
- (4) 会計責任者と出納職員は別の者が任命され、また、事務手続過程における役割が明確にされているか。

5 寄付金の取扱い	寄付金の取扱いは、適正に行われているか。 ア 寄付金の受入れは寄付者の意向に沿った会計区分となっているか。 イ 濫りに入所者及びその家族に寄付を求めているか。 ウ 濫りに職員に寄付を求めているか。 エ 濫りに取引業者等に寄付を求めているか。 また、取引業者等からの寄付の受入れを行う場合、その業者と法人・施設との契約が適正に締結されたうえで行われているか。 オ 寄付金台帳、寄付申込書及び受領書（控）は整理、保存されているか。
6 不祥事未然防止対策の確立	(1) 理事会及び監事監査関係 ア 理事会及び監事監査機能が形骸化していないか。 イ 役員が親族等の特殊の関係のある者で占められていないか。 また、理事長、施設長による専断がなされていないか。 ウ 理事長、施設長等は、役員等研修会に積極的に参加しているか。 (2) 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事がその議事の議決に加わっていないか。（理事に建設請負業者や物品納入業者が加わっている法人が建設請負契約や物品納入契約を行おうとする場合等） (3) 資金管理関係 ア 資金の借入れを行う場合、理事会の十分な審議（使途、担保物件、償還計画等）を経て行われているか。 イ 法人・施設の資金を他に貸し付ける等不適切な取扱いがなされていないか。 ウ 法人・施設の資金を濫りに内部流用していないか。 エ 資金計画及び借入金金の償還は適正に行われているか。 (4) 工事の発注、物品、給食材料の購入等は、適正に行われているか。（例えば、給食材料費等は周辺施設と比較して大きく乖離していないか） （工事又は高額物品の購入については、競争入札されているか）

8 在宅福祉、地域福祉への積極的な取組	(5) 会計経理・給与関係 ア 給与は、適正に支給されているか。（職員の勤務実態と出勤簿、給与台帳、源泉徴収票、退職共済加入者名簿等関係書類は一致しているか。） イ 不当に預金等を担保に資金の借入れが行われていないか。また、手形は振り出されていないか。 ウ 会計経理事務の実施において内部牽制体制が確立されているか。 エ 現金残高、預金残高及び有価証券等と諸帳簿は一致しているか。 また、法人の監事監査及び内部監査において、同様の突合が行われているか。 (6) 入所者預り金、寄付金及び遺留金品の取扱いは、適正に行われているか。 防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。 ウ 非常食等の予測される物資の把握及び平時からの相互支援関係にある施設、近隣施設等の協力体制について検討されているか。 エ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、年二回以上適切に実施され、そのうち一回は夜間又は夜間を想定した訓練が実施されているか。 施設設備を可能な限り地域に開放し、地域との連携が深められているか。（婦人会、各種ボランティア活動等）
---------------------	---